○現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新　規　　□ 再提案		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 建設
要望先	■ 国	担当省庁	農林水産省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	12　荒廃農地等利活用促進交付金事業の上限事業費の引上げについて
提案市	東御市
提案要旨	荒廃農地の再生利用により農地を有効利用し、生産性の向上と経営基盤の安定化を図るため、荒廃農地等利活用促進交付金事業（以下「新交付金事業」という。）の上限事業費を引き上げ、従前の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業（以下「旧交付金事業」という。）に準ずる規模の国の支援を要望する。
提案理由	国の平成 29 年度予算で概算要求された新交付金事業の実施要件に示された上限事業費（1件当たり 200 万円未満）では、事業主体（新規就農者、担い手農家など）の希望に充分に応えることができないため、農業者及び市町村の要望を踏まえて、充分な事業効果が発揮される上限事業費を設定していただきたい。
現況及び課題等	≪現況≫旧交付金事業(補助率２分の１)は、上限事業費が設定されていなかったため、市が任意で嵩上げしていた補助金（上限 10 アール当たり 30 万円）と合わせて、荒廃農地の再生利用を積極的に行ってきた結果、ワインぶどう畑やクルミ畑などに生まれ変わり、地域産業の活性化が進展するなどの効果により、足腰の強い地方創生に大きな役割を果している。 ≪課題等≫平成 29 年度から実施される予定の新交付金事業では、対象となる荒廃農地再生作業等の上限事業費が 200 万円未満に設定されている。この上限事業費で再生できる農地の面積規模は 30～40 アール程度であり、上限事業費を超えた場合、自己負担額が多額になることから、次の点で充分な事業効果が得られず、特に中山間地域における深刻な課題となる。 (1) 荒廃農地が再生されることで得られる、農地の多面的機能の増進及び地域振興並びに地域産業の活性化に向けての動きが鈍化する。 (2) これまでの事業実績から荒廃農地を再生利用する農業者は、経営基盤の脆弱な新規就農者が多数を占めるため、上限事業費の設定は、農業経営の安定化に不可欠な経営面積を確保できないことになる。 (3) 中山間地域における新規就農者支援と担い手農家の育成は、農業後継者不足を解消するための喫緊の重要課題であり、事業費の上限設定がない旧交付金事業は、この課題解決に大きく寄与していた。
関係法令	